

八雲町地域公共交通網形成計画の変更業務について

八雲町地域公共交通網形成計画策定状況

令和2年 3月	八雲町地域公共交通網形成計画策定 計画期間 令和2年度～6年度
令和2年11月	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正。 地域公共交通確保維持改善事業-地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）を継続的に受ける要件が変更。現計画における根拠法令への適用を行う必要が出てきた。 経過措置期間 令和5年事業年度分 （令和5年10月1日～令和6年9月30日）まで
令和5年度内	八雲町地域公共交通網形成計画アドバイザー業務として 現計画の根拠法令の適用（継続的な地域内フィーダー系統補助の獲得）に向けた、現計画の一部変更を行う。
令和6年度内	次期計画の策定（令和7年度からの計画）